

## 世田谷区の子どもの貧困対策の具体的支援策について

### (付議の要旨)

世田谷区の子どもの貧困対策について大枠の方向性を定めたところであり、平成28年度からのひとり親家庭等に対する新規事業及び拡充事業等、具体的な支援策について報告する。

### 1 主旨

区は国の動向や、本年4月からの「子ども計画(第2期)」を踏まえ、区の子どもの状況に則した子どもの貧困対策の展開を図るため、先般、大枠の方向性を定めたところであり、「支援につながる」「学びや居場所の支援」「生活の支援」「仕事の支援」「住まいの支援」の5つの柱を立て、総合的な推進を図ることとした。今般、子どもの貧困対策として28年度からのひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、児童養護施設退所者等に対する新規事業及び拡充事業等、具体的な支援策について報告する。

### 2 子どもの貧困対策の具体的な支援策の概要(新規・拡充事業)

#### (1) 支援につながる(基盤整備)

子どもの貧困対策について切れ目なく支援するため、ひとり親家庭等、支援が必要な世帯に各種の支援サービスや適切な相談窓口等の情報提供を行い、区の相談窓口や利用者支援事業等から行政の支援につなげる仕組みを整えるとともに、各種の相談機関、相談機能の支援の水準向上を図る。

#### 相談窓口や相談内容の周知の強化【拡充】

ア) ひとり親家庭のリーフレットの配布の充実

イ) 区のホームページ、ひとり親家庭のためのメールマガジン、せたがや子育て応援アプリの改善

ウ) その他

各種の相談機関、相談機能の連携強化

初回の窓口では、直接の相談内容に対する対応にとどまらず、各種の相談機関に相談者を案内するなど、早い段階で「支援につながる」ための仕組みを構築し、早期解決に努める。

- ・ 子ども家庭支援センター、ぷらっとホーム世田谷、スクールソーシャルワーカー、利用者支援事業、地域包括ケア等 の連携強化

( 2 ) 学びや居場所の支援 ( 28年度重点施策 )

世帯の所得や家庭環境にかかわらず、将来を切り拓くための生き抜く力を身につけるため、学ぶ意欲と能力のある子ども等に対し、学びの環境整備や居場所の確保を実施する。

学習支援の充実

ア) 生活困窮の子ども支援事業の充実【拡充】

イ) 生活困窮家庭の子どもを含む「かるがもスタディールーム」の充実【拡充】

ウ) 母子生活支援施設における学習支援の充実【拡充】

食事の提供などを行う居場所づくり

・生活困窮の子ども支援事業の充実【拡充】(再掲)

児童養護施設退所者等に対する給付型奨学金【新規】

親子の学び直しの支援

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】(別紙2)

生活保護世帯への学習塾等費用の支援

・高等学校へ進学のための学習塾等の費用の支給対象の拡大【拡充】

( 3 ) 生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、対人関係の持ち方や社会参加の機会等に向けた生活の支援を実施する。

児童養護施設退所者等の支援

・居場所及び地域交流支援【新規】(参考資料)

母子家庭の自立に向けた就労支援のための預りの実施

・母子生活支援施設における保育士の配置の拡充【拡充】

養育費の相談支援の強化

・養育費に関する相談会の実施【新規】(別紙3)

( 4 ) 仕事の支援

労働によって、一定の収入を得て、生活の安定を図るとともに、働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶ意義につなげるため、仕事の支援を実施する。

親子の学び直し支援

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】(再掲)  
(別紙2)

母子家庭の自立に向けた就労支援のための預りの実施

・母子生活支援施設における保育士の配置の拡充【拡充】(再掲)

( 5 ) 住まいの支援

児童養護施設退所者等への住まいの支援を実施する。

児童養護施設退所者等の支援

・住宅の支援【新規】(参考資料)

( 6 ) その他

今後、各支援策の具体化を進めるとともに、国や都の来年度予算等の状況を踏まえ、必要な対応を図る。

3 経費概算（調整中）

歳出：約347,000千円

歳入：約213,000千円

4 今後のスケジュール

平成27年12月16日 福祉保健常任委員会報告（具体的支援策の報告）

平成28年 2月 上旬 福祉保健常任委員会報告

4月～ 各種支援策の実施